

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（略）</p> <p>（災害等の場合の適用除外） 第一条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</p> <p>（歩道の設置） 第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（歩道等及び自転車歩行者専用道路等の有効幅員） 第四条 歩道の有効幅員（歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道）その他の歩行者が道路、軌道、一般自動車又は交通の用に供する通路その他の施設を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車の停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員又は道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号。以下「道路構造条例」という。）第四十五条の二第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路構造条例第十二条第三項に規定する歩道</p>	<p>第二条（略）</p> <p>（歩道の設置） 第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（歩道等の有効幅員） 第四条 歩道の有効幅員（歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道）その他の歩行者が道路、軌道、一般自動車又は交通の用に供する通路その他の施設を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車の停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号。以下「道路構造条例」という。）第十二条第三項に規定する歩道の幅員の値以上とするものとする。</p>

の幅員の値以上とするものとする。

2 (略)

3 | 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 | 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造例第四十五条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 | 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道等及び自転車歩行者専用道路等の舗装）

第五条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（歩道等及び自転車歩行者専用道路等の勾配）

第六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入り用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（エレベーターの基準）

第十二条 (略)

一 (略)

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、籠の内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。

2 (略)

3 | 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道等の舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（歩道等の勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入り用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（エレベーターの基準）

第十二条 (略)

一 (略)

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、籠の内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。

三・四 (略)

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

六・七 (略)

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

十一・十二 (略)

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(立体横断施設の傾斜路の基準)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一―十 (略)

第三十二条 (略)

(旅客特定車両停留施設の通路の基準)

第三十三条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 有効幅員は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を百二十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむ

三・四 (略)

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六・七 (略)

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十一・十二 (略)

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(立体横断施設の傾斜路の基準)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一―十 (略)

第三十二条 (略)

を得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2| 前項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3| 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十五条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第三十六条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によりやむを得ないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4| 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分と色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとすること。

ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（旅客特定車両停留施設の出入口の基準）

第三十四条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむ

を得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設のエレベーターの基準)

第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 籠の内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

二 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2| 第十二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3| 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(旅客特定車両停留施設の傾斜路の基準)

第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

一 有効幅員は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合には、十二パーセント以下とすることができる。

三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

2| 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3| 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(旅客特定車両停留施設の 에스카レーターの基準)

第三十七条 移動等円滑化された通路に設ける 에스カレーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数の 에스カレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

二 에스カレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該 에스カレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない 에스カレーターにおいては、この限りでない。

三 踏段の幅は、八十センチメートル以上とすること。

四 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2| 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける 에스カレーターについて準用する。

3| 移動等円滑化された通路に設ける 에스カレーターには、当該 에스カレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(旅客特定車両停留施設の階段の基準)

第三十八条 第十六条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(旅客特定車両停留施設の乗降場の基準)

第三十九条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又

は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの）をいう。以下同じ。）その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（旅客特定車両停留施設の運行情報提供設備の基準）

第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（旅客特定車両停留施設の便所の基準）

第四十一条 第三十条から第三十二条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第三十一条第一項第一号中「第二十五条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

（旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所、待合所及び案内所の基準）

第四十二条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。
二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合すること。
イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2| 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3| 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（旅客特定車両停留施設の券売機の基準）

第四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

（案内標識）
第四十四条 （略）

2 （略）
3| 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所待合所、案内所若しくは休憩設備（第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4| 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二二〇に適合するものとする。

5| 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第三十三条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6| 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

（案内標識）
第二十三条 （略）
2 （略）

(視覚障害者誘導用ブロック)
第四十五条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを設けるものとする。

2| 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが設けられた旅客特定車両停留施設の通路と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口に設ける制御装置、前条第六項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第四十二条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3| 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4| 5| (略)

(休憩施設)
第四十六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に設置されている場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2| 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3| 前項の施設に優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)
第四十七条 歩道等、自転車歩行者専用道路等

(視覚障害者誘導用ブロック)
第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第十一條第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を設けるものとする。

2| 3| (略)

(休憩施設)
第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に設置されている場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)
第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照

<p>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(防雪施設)</p> <p>第四十八条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。</p>	<p>明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(防雪施設)</p> <p>第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。